

建築基準法関係手数料一覧表

作成：令和7年4月

* 担当窓口の凡例 … ㊦：各区建築課、㊧：建築指導課

(単位：円)

手数料名	手数料の額		窓口
(1) 建築物に関する確認申請手数料	1 基本となる額		
(5) 建築物に関する計画通知手数料	(1)-1		
	床面積 30㎡以下	8,000	
	30㎡超 100㎡以下	19,000	
	100㎡超 200㎡以下	31,000	
	200㎡超 300㎡以下	34,000	
	300㎡超 500㎡以下	36,000	
	500㎡超 1,000㎡以下	50,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以下	69,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以下	200,000	
	10,000㎡超 50,000㎡以下	330,000	
	50,000㎡超	640,000	
	(1)-2 建築確認申請に併せて省エネ基準の適合を評価する場合の額（一戸建ての住宅）		
	床面積 30㎡以下	15,000	
	30㎡超 100㎡以下	33,000	
	100㎡超 200㎡以下	45,000	
	200㎡超 300㎡以下	50,000	
	300㎡超 500㎡以下	52,000	
	500㎡超 1,000㎡以下	66,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以下	85,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以下	216,000	
	10,000㎡超 50,000㎡以下	346,000	㊦
	50,000㎡超	656,000	
	(1)-3 建築確認申請に併せて省エネ基準の適合を評価する場合の額（共同住宅）		
	床面積 30㎡以下	20,000	
	30㎡超 100㎡以下	45,000	
	100㎡超 200㎡以下	57,000	
	200㎡超 300㎡以下	60,000	
	300㎡超 500㎡以下	77,000	
	500㎡超 1,000㎡以下	91,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以下	110,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以下	270,000	
	10,000㎡超 50,000㎡以下	410,000	
	50,000㎡超	720,000	
	2 昇降機が含まれる場合の加算額（1基につき）		
	(1) 確認済証の交付を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	11,000	
	(2) その他の昇降機を設置する場合	20,000	
	3 小荷物専用昇降機が含まれる場合の加算額（1基につき）		
	(1) 確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000	
	(2) その他の小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000	

建築基準法関係手数料一覧表

作成：令和7年4月

* 担当窓口の凡例 … (区)：各区建築課、(指)：建築指導課

(単位：円)

手数料名	手数料の額	窓口
(2) 建築物に関する完了検査申請手数料	1 基本となる額	
(6) 建築物に関する工事完了通知手数料	(1)-1 特定工程（中間検査実施）に係るものである場合 （一戸建ての住宅・兼用住宅）	
	床面積 30㎡以下	11,000
	30㎡超 100㎡以下	17,000
	100㎡超 200㎡以下	21,000
	200㎡超 300㎡以下	29,000
	300㎡超 500㎡以下	31,000
	500㎡超 1,000㎡以下	47,000
	1,000㎡超 2,000㎡以下	63,000
	2,000㎡超 10,000㎡以下	140,000
	10,000㎡超 50,000㎡以下	219,000
	50,000㎡超	435,000
	(1)-2 特定工程（中間検査実施）に係るものである場合 （(1)-1 以外のもの）	
	床面積 30㎡以下	15,000
	30㎡超 100㎡以下	19,000
	100㎡超 200㎡以下	23,000
	200㎡超 300㎡以下	30,000
	300㎡超 500㎡以下	37,000
	500㎡超 1,000㎡以下	53,000
	1,000㎡超 2,000㎡以下	69,000
	2,000㎡超 10,000㎡以下	170,000
	10,000㎡超 50,000㎡以下	240,000
	50,000㎡超	460,000
	(2)-1 特定工程（中堅検査実施）以外のものである場合 （一戸建ての住宅・兼用住宅）	
	床面積 30㎡以下	12,000
	30㎡超 100㎡以下	18,000
	100㎡超 200㎡以下	22,000
	200㎡超 300㎡以下	30,000
	300㎡超 500㎡以下	32,000
	500㎡超 1,000㎡以下	49,000
	1,000㎡超 2,000㎡以下	66,000
	2,000㎡超 10,000㎡以下	147,000
	10,000㎡超 50,000㎡以下	237,000
	50,000㎡超	467,000
	(2)-2 特定工程（中堅検査実施）以外のものである場合 （(2)-1 以外のもの）	
	床面積 30㎡以下	16,000
	30㎡超 100㎡以下	20,000
	100㎡超 200㎡以下	24,000
	200㎡超 300㎡以下	31,000
	300㎡超 500㎡以下	38,000
	500㎡超 1,000㎡以下	55,000
	1,000㎡超 2,000㎡以下	72,000
	2,000㎡超 10,000㎡以下	180,000
	10,000㎡超 50,000㎡以下	250,000
	50,000㎡超	470,000

(区)

建築基準法関係手数料一覧表

作成：令和7年4月

* 担当窓口の凡例 … (区)：各区建築課、(指)：建築指導課

(単位：円)

手数料名	手数料の額		窓口
	2 昇降機が含まれる場合の加算額（1基につき）	23,000	
	3 小荷物専用昇降機が含まれる場合の加算額（1基につき）	13,000	
(3) 建築物に関する中間検査申請手数料	1 基本となる額		
(7) 建築物に関する特定工程工事終了通知手数料	(1)-1 中間検査を行う部分の床面積（一戸建ての住宅・兼用住宅）		
	30㎡以下	12,000	
	30㎡超 100㎡以下	22,000	
	100㎡超 200㎡以下	35,000	
	200㎡超 300㎡以下	36,000	
	300㎡超 500㎡以下	37,000	
	500㎡超 1,000㎡以下	45,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以下	60,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以下	135,000	
	10,000㎡超 50,000㎡以下	215,000	
	50,000㎡超	425,000	(区)
	(1)-2 中間検査を行う部分の床面積（(1)-1 以外の場合）		
	30㎡以下	20,000	
	30㎡超 100㎡以下	27,000	
	100㎡超 200㎡以下	40,000	
	200㎡超 300㎡以下	41,000	
	300㎡超 500㎡以下	53,000	
	500㎡超 1,000㎡以下	62,000	
	1,000㎡超 2,000㎡以下	77,000	
	2,000㎡超 10,000㎡以下	200,000	
	10,000㎡超 50,000㎡以下	300,000	
	50,000㎡超	510,000	
(4) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料		120,000	(区)
(8) 検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請手数料			
(9) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料		33,000	
(10) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料		33,000	
(11) 道路内における建築認定申請手数料		27,000	
(12) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料		160,000	
(13) 壁面線外における建築許可申請手数料		160,000	
(14) 用途地域等における建築等許可申請手数料		180,000	
(15) 特殊建築物等敷地許可申請手数料		160,000	
(16) 建築物の容積率の特例許可申請手数料		160,000	
(17) 建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料		33,000	
(18) 建築物の高さの特例認定申請手数料		27,000	
(19) 建築物の高さの許可申請手数料		160,000	
(20) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料		160,000	
(21) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000	(指)
(22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		160,000	
(23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		160,000	
(24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料		160,000	
(25) 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の建築等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000	
(26) 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料		160,000	
(27) 地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料		27,000	
(28) 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料		27,000	

建築基準法関係手数料一覧表

作成：令和7年4月

* 担当窓口の凡例 … (区): 各区建築課、(指): 建築指導課

(単位：円)

手数料名	手数料の額	窓口
(29) 地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	160,000	
(30) 地区計画等の区域における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	
(31) 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	27,000	
(32) 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000	
(33) 仮設建築物建築許可申請手数料	120,000	(区)
(34) 一団地の建築物の特例認定申請手数料	1 建築物の数が1又は2である場合	78,000 +28,000 (X-2) (区)
	2 建築物の数が3以上である場合 (Xは建築物の数)	
(35) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1 建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	78,000 +28,000 (X-1) (区)
	2 建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合 (Xは既存建築物を除く建築物の数)	
(36) 一団地の建築物の特例許可申請手数料	1 建築物の数が1又は2である場合	220,000 +28,000 (X-2) (区)
	2 建築物の数が3以上である場合 (Xは建築物の数)	
(37) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	1 建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合	220,000 +28,000 (X-1) (区)
	2 建築物(既存建築物を除く)の数が2以上である場合 (Xは既存建築物を除く建築物の数)	
(38) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1 建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	78,000 +28,000 (X-1) (区)
	2 建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合 (Xは一敷地内認定建築物を除く建築物の数)	
(39) 一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	1 建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が1である場合	220,000 +28,000 (X-1) (指)
	2 建築物(一敷地内認定建築物を除く)の数が2以上である場合 (Xは一敷地内認定建築物を除く建築物の数)	
(40) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1 建築物(一敷地内許可建築物を除く)の数が1である場合	220,000 +28,000 (X-1) (指)
	2 建築物(一敷地内許可建築物を除く)の数が2以上である場合 (Xは一敷地内許可建築物を除く建築物の数)	
(41) 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請手数料 (Xは建築物の数)	6,400 +12,000X	(区)
(42) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000	(区)
(43) 既存の一の建築物の複数の工事の全体計画の認定申請手数料	27,000	(区)
(44) 既存の一の建築物の複数の工事の全体計画の変更の認定申請手数料	27,000	(区)
(45) 建築設備に関する建築確認申請手数料 (47) 建築設備に関する計画通知手数料	1 確認済証の交付を受けた建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)の計画の変更をして建築設備を設置する場合	11,000 20,000 6,000 9,000 (区)
	2 その他の建築設備(小荷物専用昇降機を除く。)を設置する場合	
	3 確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	
	4 その他の小荷物専用昇降機を設置する場合	

※この一覧表は、広島市都市計画関係手数料条例を抜粋したものであり、条例本文をご確認ください。

建築基準法関係手数料一覧表

作成：令和7年4月

* 担当窓口の凡例 … (区): 各区建築課、(指): 建築指導課

(単位：円)

手数料名	手数料の額		窓口
(46) 工作物に関する建築確認申請手数料	1 確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	8,000	(区)
(48) 工作物に関する計画通知手数料	2 その他の工作物を築造する場合	14,000	
(49) 建築設備に関する完了検査申請手数料	1 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）に係る部分	23,000	(区)
(51) 建築設備に関する工事完了通知手数料	2 小荷物専用昇降機に係る部分	13,000	
(50) 工作物に関する完了検査申請手数料		15,000	(区)
(52) 工作物に関する工事完了通知手数料			

※ 手数料名の「()」は都市計画関係手数料条例の別表の号数を示している。